

公文書部分開示決定通知書

生環収発第453号
令和2年11月10日

舞鶴西地区の環境を考える会
代表 森本 隆 様

福知山市長 大橋 一夫



令和2年10月30日付けで請求のありました公文書の開示については、次のとおり公文書の一部を開示することと決定しましたので、福知山市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

1 公文書の件名	三恵福知山バイオマス発電所 土師新町東自治会と三恵観光(株)との協議について (報告)
2 開示の日時	令和2年 <u>11</u> 月 <u>13</u> 日 (金) <u>午前</u> 9 時 <u>33</u> 分 午後
3 開示の場所	福知山市役所 1階情報公開コーナー
4 開示の方法	写しの交付
5 開示しない部分の概要	個人名及び公にすることにより法人等の活動利益を害するおそれがある情報
6 一部を開示しない理由	福知山市情報公開条例第7条第2号該当 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報のため 福知山市情報公開条例第7条第3号該当 公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報のため
7 担当課等	市民総務部 生活環境課 電話番号 (0773) 22-1827
8 備考	

- 備考 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
- (注) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記

様式第1号 (第2条関係)

公文書開示請求書

令和2年10月30日

福知山市長

様

〒 624-0945

請求者

住所

京都府舞鶴市幸町1105-40

氏名

舞鶴西地区の環境を学ぶ会

代表

藤原隆

(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地)

連絡先

(法人その他の団体にあっては、担当者の氏名及び連絡先)

電話番号

[Redacted]

福知山市情報公開条例第5条の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求する公文書の 件名又は内容	令和2年7月7日(火)環境パークにて「 <u>西</u> 観光工と 生活環境課及び、土師新町東区などで面談 されています。話し合いの議事録その他資料一式 <u>お</u> 示しをお願いします。
開示の方法	1 閲覧 2 視聴 <input checked="" type="radio"/> 3 写しの交付 (郵送の希望 <input checked="" type="radio"/> 有・無)

(注) 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号等に○を付けてください。

2 請求する公文書の件名又は内容は、できるだけ具体的に記入してください。

※以下の欄は記入しないでください。(担当課等で記入)

受付年月日	令和2年10月30日
担当課等	市民総務部 生活環境課(室)環境係 電話番号 0793-22-1827 内線(620)
備考	



報 告 書

報告区分 市長・副市長・ <u>部長</u> ・課長・	採育期間 1・ <u>3</u> ・5・10・永年	採育時令			
標題 三恵福知山バイオマス発電所 土師新町東自治会と三恵観光(株)との協議について					
(報告)					
取扱上の注意		報告済 令和2年 7月8日			
報告者	令和2年7月7日(火) 市民総務部 生活環境課 環境・廃棄物対策係	起案者補職氏名 瑋岩木秀暁  (内線6100番)			
関	部長 	課長 	課長補佐 	係長 	課員 
覽	市長 副市長 副市長				
報 告 事 項					
日 時 令和2年7月7日(火) 午前10時30分～午後0時15分頃	場 所 福知山市環境パーク	参加者又は面接者 別添のとおり			
三恵福知山バイオマス発電所について、別紙のとおり話し合いをおこなったので					
報告します。					

日 時：令和2年7月7日（火）午前10時30分～午後0時15分頃

場 所：福知山市環境パーク

参加者：土師新町東自治会：恒川自治会長、

三恵観光(株)： 廣田弁護士

市：井上課長、井上課長補佐、岩木

（市）土師新町東自治会から三恵福知山バイオマス発電所に関する問題について組織的に取り組んでいきたいという中で、三恵観光(株)と直接お会いし理解を深めたいと自治会から要望があり、本日はお集まりいただいたので、そういう形で進めて行きたい。今年の1月11日にも同様の趣旨で会議の場を設けさせていただいたが、住民の方の参加も多く、解決策に向けての具体的な話し合いができなかったと感じている。今回は、自治会長はじめ役員の方だけが来ていただいているので、解決に向けてお互いが理解を深めるような話し合いになるように願います。

（恒川自治会長）三恵観光(株)様には遠方から来ていただき感謝申し上げます。本日は、素直な話し合いができる会議の場となればと思っている。早速、質問になるが昨年5月に自治会から御社の杉本社長との面談を要望し、面談の日程まで決まっていたにもかかわらず、面談の直前になって突然キャンセルになり、以後は弁護士が窓口となって対応していくことになったが、このことについて、なぜそうなったのか教えてほしい。

当初、自治会役員が変わったので社長へ挨拶がしたいと言うことで面談の準備を進めていたが、面談の直前になって改善に対する要望書が自治会から送付され、その要望に対する回答を同時に求める内容であったので、最初に聞いていた意図と違うから面談を見送らざるを得なかった。

（恒川自治会長）自治会として恥ずかしい話になるが、昨年度は推進委員会が主に動いていた。面談ができなかったことについては理解したが、その要望書を別途私宛に送付してほしい。

承知した。

（廣田弁護士）その面談についてだが、地元の方々の動きや、要望書の内容を踏まえると会社を潰そうと動いていると判断し、私が面談することを止めた。今現

在、名誉棄損、損害賠償事件として準備している。本来、調停の期日が決まっている中で事前に会うことはしないが、今日は杉本（社長）の代わりに来させていただいた。社長が来ていると同じように考えてもらっている。

（恒川自治会長）3月6日頃から発電所の稼働が停止し、24時間鳴っていた騒音も無くなっており、住民は安心して生活しているし、改めて静かな環境を再確認しているが、再稼働となると気が狂いそうと言っている方もいる。いつまでもこの環境を続けてほしいが、当然、企業としては、再稼働を考えておられると思う。再稼働の日程は決まっているのか。

（廣田弁護士）燃料の調達ができれば、再稼働をする予定になっている。

再稼働については、メンテナンス中とコロナの影響、部材の調達スケジュールが読めない状況もあって停止が長引いている。目途は、部材調達もあるが、それに関する燃料の仕入れのこともあるので明確に回答することができないが、スムーズにいけば、9月末か10月上旬になると思う。

（恒川自治会長）世間では、FIT制度の対象で地球温暖化の防止に役立っているという話がある一方、パーム油は森林破壊に繋がっているとの意見もあるが、環境団体が反対していることも燃料が入ってこない等で遅れている影響となっているのか。

（廣田弁護士）日本の環境団体は、考え方を間違っている。パーム油の輸出が止まれば伐採しか行われず、新しく木を植えたりしない。コロナの関係で東南アジアの輸出は止まっているが、東南アジアとしてはパーム油を輸出したいと思っている。ただ、今回、調停がありながらここに来ているのは、和解案を持ってきている。本来ならこの話を1月にしたかった。今回の問題については、一つの企業と地元との利害の対立問題を解決したいので、このような環境問題を理由に動いていくものではない。

（恒川自治会長）2017年6月から住民は、騒音と悪臭について被害を受けている。改善対策はいろいろとされていると思うが、住民側からすれば効果がもう一つ響いてこない。資源エネルギー庁のガイドラインにある「地域住民の理解の上で」という文面とか、協定の内容にある住民への配慮についても無視されていると感じている。また、騒音については50dBまで下げることができると言っていたが、73dBの騒音が24時間鳴っている。臭いについても焦げたような耐え難い臭いがして、頭痛や吐き気を催すような臭いが広範囲に漂っている。測

定の結果から臭気指数45と16と言う数字も出ている。府の数字と比較しても大きく上回っていると思う。国道9号そばの準工業地域であることから騒音基準値は高いと思うが、基準をギリギリクリアしていることを主張され、具体的な効果が現れていない。改善されていない。この点についてどうお考えか。

自治会の方は、良く50dBとおっしゃるが住民説明会の中で対策後の数字を出せと目標値として50dBにしますとお伝えしたことがずれていると思っている。また、73dBについては各種のメディアでも言うておられるが測定場所が建屋の真横であり、基準である敷地境界（住宅地側擁壁の上）の測定値ではない。73dBが独り歩きしている。臭いについては、エンジンの運転によって臭いが出る時もあると思うが、会社として改善しなければならないと思っている。臭気指数を測ったときは、テスト段階で出力を上げていなかったの、出力を上げた時にもう一度、測定すべきだった。臭いは悪臭ではないと環境パークから話があったので特定悪臭物質は測定しなかった。

臭いは悪臭でないと言われたと言っていたが、それは本当か。市にお聞きしたい。

（市）悪臭防止法には、特定悪臭物質と臭気指数での評価がある。三恵観光が臭気について自社測定する際には、本市で基準のある特定悪臭物質についても測定をお願いしていたが、三恵観光がメーカーに相談され、特定悪臭物質を測っても出ないだろうということで臭気指数の測定をされたと認識している。ただし、本市としては引き続き基準値がある特定悪臭物質での測定をお願いしていきたい。なお、本市としては特定悪臭物質及び臭気指数について昨年度に測定を実施するため、業者を決定し測定に向け動いていたが、地元の同意がとれず測定を断念した経過がある。臭いについて悪臭と判定するのではなく基準値と比べどうかという判断となるので、市は悪臭ではないと判断していないし、言っていない。臭気指数の値だけでは、市の基準として定めていないので、悪臭ともそうでないとも言えない。

臭気に関しては、市が測定するというのを、「受け入れます」と回答していたが、それが延期になった。

（廣田弁護士）行政庁として、悪臭が存在していると言ったわけではない。法律に基づいて三恵観光の営業を停止できるほどのものではない。しかし、悪臭が存在しないと断定したわけではない。皆様が悪臭があるということで苦勞され

ていることをどうフォローするか埋め合わせをどうするかということで、そういうことをよくわかって来ている。ただ、行政庁が法律に基づくことなく営業の停止を言ってくれば、私は行政を訴えなければならない。また、ずっと受忍限度論についての話し合いがされているが、受忍限度を超えているということを被害者側が立証しない限りは、営業停止はできないという法的な壁がある前提の上で、どう運動したらいいかということをお話ししようとしている。

(恒川自治会長) 住民の被害状況として、今年の夏にアンケートを実施し、136件の回答があった。アンケート結果は、悪臭についてストレスを感じているとの意見が多く、悪臭による頭痛や吐き気、食欲不振があるとの意見もあった。騒音については、騒音によるストレスを感じ睡眠不足もあるとの意見があった。ある方からは、手紙もいただいているが、その内容は窓を閉めていても悪臭が家の隙間から入ってきて臭いが原因で精神的、肉体的にも辛いことや、子どもと安心して生活がしたいとのことであった。また、三恵福知山バイオマス発電所の煙突が錆でボロボロになっているので落下して住民側に被害が出ないか心配との意見もあり、停車したままになっているタンクローリーも地震が起きた際に被害が出ないか心配との意見もあった。ほかにも、夜間無人運転中に災害でも起きれば、心配だとの意見もあった。これは、行政に対しての意見だが、なぜ住宅の上に建設を許可したのか疑問視する声もあった。これらの問題については、対応についての優先順位が違うのではないかと。多くの方が苦しんでいる中で利益よりも人間の安心・安全を重んじるべきだと思ふ。法律に合致しているから何をして問題ないという考え方はおかしいと思ふが、どう思うのか。

(廣田弁護士) そういう質問は止めてほしい。私の思いとして、市が代わりの土地を見つけるといった案もある。この事業には6億を投資している。土地は1億以上するので住民や市が買い取ってくれるのであれば、運転を止めろと言う取り組みをするには意味がある。損失をいくらか負担することはありだと思ふ。潰すと言う話しには取り組んでも良いので、市と協働して損失分をどうにかして追い出せば良い。

迷惑なものを造っておいて損失を負担しろとは考えられない。以前、健康被害はゼロにできないと言っていたが、命が一番ではないか。

(廣田弁護士) だから違法性があるかの判断となる。

大前提は人間である。それが最優先である。

(廣田弁護士) 健康被害がちょっとあるからと言って止めろということについては対応することは出来ない。前回の話し合いの後、工場の一番近くの家はなんとかしたいと考えていた。損失の負担については、稟議に上げやすいように提案しただけで、あくまでも方法の案である。もちろん市長が買い取ってくれば良い。

(恒川自治会長) 方法としてはいろいろあると思うが、現実問題その方法で動いていくことはできないと思う。

(廣田弁護士) できないとは思っていない。市が買い取れば良い。私はとても良い解決策だと思っている。

(市) 全市民に税金の使い方の理解を得られることでないと、なかなか使うことは出来ないと考える。三恵福知山バイオマス発電所の立地場所は、国道9号も長田野工業団地もあり、区画整理も行われているので税金を使う理由付けは難しいと考える。かなりハードルが高い。

(廣田弁護士) 健康被害を考えると移転補償について、議会にかけて止めれば良い。法的な受忍限度を超えて企業をストップさせるよりハードルは低い。

(市) 三恵観光圏としては、企業と住民との共存共栄はしないということか。

(廣田弁護士) 臭気や騒音問題は、いくら対策をちょこちょこしても、住民の不満は無くならないと思う。

(市) 臭気や騒音をゼロにすることは難しいと思うが、共存共栄は無理だと言っておられるのか。

(廣田弁護士) 発電所の運転を停めない限り、なくならないと思う。あの土地を市で買い取ってもらうようなプランを出しても良い。

今日の議論は、御社の杉本社長にも伝わるのか。

(廣田弁護士) 細かく伝わる。

選択肢の中で、移転の話が出ているが土師新町東地区には自ら移転していった会社もある。選択肢として、移転の話があるなら住民を巻

き込まず、市等の関係機関と話し合っていて考えてもらったらい。ただし、住民を巻き込むことはできない。

(廣田弁護士) 住民の協力を得て、市に対して動いていきたい。移転は三恵観光側の勝手な意見では動けない。住民の協力が必要だ。住民として移転を市に要望してほしい。

■ 昨年の請願の採択について、委員の中には三恵観光側のことを悪く言う人だけではなかった。社会貢献もされているし、これからの企業としての発展のために良く考えてほしい。

(廣田弁護士) 健康被害をゼロにする形はできない。しかし、何もしないといっているわけではない。

■ 隣町の舞鶴市のパーム油の発電所のことは知っておられるか。

(廣田弁護士) 知っている。

■ 舞鶴市長は、福知山市の例を上げ、騒音、悪臭について断念した理由の一つとして言っていた。

(廣田弁護士) 現実に行っている事業に対してなので、舞鶴市の例は参考にならない。

■ なぜ、参考にならないのか。なにか法律でも変わったのか。

(廣田弁護士) 金がかかっているかどうかの違いがある。現実に与えている被害に対してゼロにすることは出来ない。

■ ゼロにはできないのなら、どう対処するのか。

(廣田弁護士) 9月末の稼働について、再稼働しないには、こういった方法があると言ったかただけだが、住民の賛同が得られないのであれば仕方が無い。例えば200万で出ていくと言うことであれば集めたら良い。再稼働させないためのプランの一つである。

する測定ができていないので、指導はできない。騒音については、特定施設ではないので、騒音規制法ではなく環境基準に基づく要請となる。

(恒川自治会長) 法令というが、道義的な責任は十分あると思うが。

(市) 指導・勧告は法令に基づかないといけませんが、道義的な部分についても市として対応している。何もしていないわけではない。要請としても、行政からのお願いは、強く受け止めていただいていると考えている。

(恒川自治会長) 2017年の時、存在していた環境・再生エネルギー係と三恵観光(株)は足並みを揃えて動いてきたと思っているが、なぜ、あんな住宅地の側に発電所を認可されたのか。大きな責任があると思う。

(市) FIT法は、府、市をとおらず国へ直に申請となっている。市は、このことを事前に把握できない状況であった。

(廣田弁護士) こういった話しは、調停で話したほうが良いと思う。

(恒川自治会長) 面談前には社長宛に文書を出したが、なぜ社長は今日来られなかったのか。本当に社長に我々の要望、被害状況が伝わっているのか。

(廣田弁護士) 内容は伝わっている。弁護士がいる場合は、社長は来ないことが原則である。

7月30日に調停が始まるが、調停中でも発電所は再稼動するのか。

(廣田弁護士) 動かす。次の仕事もあるので、今日はこれで終わりにさせていただく。

(市) 承知した。